

評 価 書

建技評第 88103号

コンクリート構造物の漏水部止水工法の開発

昭和62年建設省告示第1422号

コンクリート壁、床等に生じたひび割れ等に止水性注入剤を注入することにより、コンクリートの水密性及び防水性を回復させる技術を開発する。

(開発目標)

- (1) 十分な耐久性を有すること。
- (2) 材料は、ひび割れ幅の変動に追隨できるだけの十分な伸縮性を有すること。
- (3) 材料は、微細なひび割れ部にも注入可能なこと。
- (4) 十分な施工性を有すること。
- (5) 仕上げ材の施工が可能なこと。
- (6) 施工管理が容易であること。
- (7) 補修後の注入状態の確認が可能であること。

建設技術評価規程（昭和53年建設省告示第976号）第9条第1項の規程に基づき、先に申請のあった上記建設技術について下記のとおり評価する。

平成元年8月22日

建設大臣

原田昇左右



記

1 評価結果

本工法について、昭和62年建設省告示第1422号における開発目標に照らして評価した結果次のとおりであり、実用の建設技術として供用し得るものと認められる。

- (1) 本注入剤は、十分な耐久性を有するものと認められる。
- (2) 本注入剤は、通常のひび割れ幅の変動に対して追隨が可能と認められる。
- (3) 本注入剤は、微細なひび割れにも注入が可能であると認められる。
- (4) 本工法は、浸潤状態でも十分な施工性を有するものと認められる。
- (5) 止水部にも仕上げ材の施工が可能であると認められる。
- (6) 申請者の標準仕様に従った施工管理は容易であると認められる。
- (7) 注入状態が目視観察できると認められる。

2 評価の前提

- (1) 本注入剤は適性の品質管理の下に工場生産されるものとする。
- (2) 本注入剤の施行に関しては、申請者に施工仕様が整備されているものとする。
- (3) 本工法については、申請者に責任施工体制が整備されているものとする。

3 評価の範囲

評価の対象とする技術は、申請者から提出されたフレキシシ工法とする。

4 評価の詳細（別添）

5 評価申請者 日本バンデックス株式会社

住 所 東京都中央区新富1丁目13番23号